

# 秋田県工業会企業年金基金

秋田県工業会企業年金基金は、秋田県電子工業厚生年金基金の後継制度として、平成28年4月1日に設立されました。公的年金は、老齢基礎年金(国民年金)・老齢厚生年金の2階建てですが、この制度に加入されるみなさまは、将来3階建ての手厚い給付を受けることができます。数多くの事業所が一体となって制度を実施することにより、各事業所が単独で制度を実施するよりも安いコストで企業年金を導入することが可能です。ぜひ、この機会にご加入をご検討ください。

## <秋田県工業会企業年金基金加入のメリット>

### ●老後に必要となる生活資金・ゆとりのある生活費の確保

公的年金に加え、ゆとりある老後の生活を確保するためにも業界・企業・個人による自助努力が必要です。事業主様にとっても、この制度の加入により、労使の信頼関係の強化ひいては雇用の確保につながるものと思います。

### ●税制上の優遇措置

事業主が負担する企業年金基金の掛金は掛金は全額損金算入が認められています。また加入者にとっても、給付を年金で受け取った場合は、公的年金等控除の対象となり、税制上有利となります。

### ●退職金支払資金の平準的な拠出(キャッシュフローの平準化)

年金制度に対し平準的な掛金を拠出することで、退職者の発生状況にかかわらずあらかじめ退職金支払資金を確保することで、企業のキャッシュフローを平準化することが可能です。

### ●スケールメリットを生かした低コストによる制度運営

企業年金基金は複数事業所が一体となって運営することにより、企業が単独で実施する場合よりも低コストで制度運営ができ、規模のメリットを生かした低コストかつ分散投資による効率的な資産運用を実現します。

## 安心と信頼を事業主・従業員の皆様へ

### <年金制度の主要項目一覧>

加入対象者	加入事業所の厚生年金被保険者(65歳未満)
加入者資格取得時期	厚生年金被保険者資格取得直後の毎月1日
基準給与	9月1日時点の厚生年金標準報酬月額を11月1日から翌年10月末まで適用
掛金(拠出付与率)	基準給与の0.9% ※このほかに事務費掛金が0.3%
利息(利息付与率)※	金利変動(10年国債の1年平均、下限1.5%~上限3.5%)
受給資格	【年金】加入10年以上 【脱退一時金】加入2年以上10年未満 ※65歳に到達して資格喪失する場合は1ヶ月 【遺族給付金】加入2年以上
年金支給開始年齢	65歳 ※但し、60歳以上退職者は即時、60歳未満退職者は60歳
据置利率※	金利変動(10年国債の1年平均、下限1.5%~上限3.5%)
給付利率※	1.5%
年金種類	5年、10年、15年、20年から年金受給者が選択(確定年金)
年金支払回数/時期	年2回/6月、12月

※利息付与率は加入中に、据置利率は年金待期中に、給付利率は年金受給中に適用される利息

### <掛金と給付額の関係について(給付額の計算方法)>

毎月の掛金(基準給与の0.9%)を原資に所定の利息を付与し、退職時に受給資格に応じて一時金・年金を給付するキャッシュバランスプラン制度です。



### <モデル給付額>20歳加入、利息付与率1.5%の場合

■脱退一時金(万円)

加入期間(年)	喪失時年齢(歳)	基準給与		
		20万円	30万円	50万円
10	30	23.3	34.9	58.2
25	45	65.4	98.1	163.6
40	60	118.1	177.1	295.2

■年金年額(万円)

支給期間(年)	基準給与		
	20万円	30万円	50万円
5	24.5	36.7	61.2
10	12.7	19.1	31.8
15	8.8	13.2	21.9
20	6.8	10.2	17.1

秋田県工業会企業年金基金

住所 秋田市中通2-2-32 山ニビル5F

TEL018-831-0981 FAX018-831-0982

Eメール akita-dकिन1@vesta.ocn.ne.jp